

環境配慮型・観光 MaaS 戦略の P R
業務委託仕様書

栃木県

1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する環境配慮型・観光MaaS（以下、（仮称）「日光MaaS」という。）戦略的PR業務委託（以下、「本事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

○日光MaaS

鉄道、EVカーシェアリング、観光施設、アクティブティの検索・予約・決済にかかわる手続きをワンストップで行えるMaaSシステムを構築することで、マイカー旅行からの転換を図り、日光地域を「環境にやさしい観光地」としてブランド化するため、官民が連携して取り組むもの。

2 背景・目的

栃木県では、日光地域における観光でのマイカー依存度による交通課題や環境課題が顕著となる中、新たなモビリティサービスであるMaaSを活用し、観光産業の持続的発展とマイカーからの転換による環境負荷低減という地域課題の解決を図り、脱炭素地域の実現を目指している。

本事業は、官民が連携して取り組む日光MaaSの魅力や特徴について、東京圏等で放映されるテレビ番組での露出獲得や各種メディアに記事として取り上げてもらうための活動等を戦略的に実施し、メディアでの情報の露出獲得を図り、脱炭素地域の実現という取組の趣旨、その実現に向けた日光MaaSの認知度向上や利用促進に資することを目的とする。

（日光MaaSの魅力・特徴）

- EVカーシェアなど環境配慮型の観光MaaSは国内初
- 日光MaaSプロジェクトは、二次交通の充実に加え、環境にやさしいモビリティへ転換することにより、脱炭素地域の実現が目的
- 脱炭素地域の実現により、環境にやさしい観光地として日光をブランド化し、観光客の更なる増加を目指す

3 業務内容

(1) PR計画の策定

- 官民が実施する日光MaaS事業や地域資源等の広報素材について、トレンドや季節性等、PRの観点から整理し、PR計画を策定すること。
- 委託期間中の社会情勢の変化等を踏まえ、甲と協議の上、適宜PR計画の見直しを行う

こと。

(2) メディアに対するコンタクト活動

- 対面や電話・メール等の方法により、東京圏等のメディアへのコンタクト活動を実施し、情報提供や本県への取材誘致を行うことで、雑誌・新聞・テレビ番組、オンラインメディア等への露出を図ること。
- 露出に際しては、主にパブリシティの手法により、環境配慮型・観光MaaSの国内初のサービス開始、脱地域の実現に向けた取組、最先端設備の導入など、日光MaaSの特徴・目的をPRすること。
- コンタクト活動対象候補先について、各社（メディア）の特性やターゲットへの訴求力、メディア露出の可能性等を勘案したうえで具体的に提案すること。

(3) 現地取材、記事掲載に向けた企画・調整

- 現地取材に係る、交通・宿泊等全行程の手配、取材先との調整（アテンド含む）等を、必要に応じて行うこと。

(4) PR活動の甲への報告

- 乙は、甲に対して、定期的（月1回程度）に実施状況を報告すること。
- 乙は、甲に対して、PR活動についての助言・提案を適宜行うこと。なお、業務の実施報告については、次の事項を含む資料を作成したうえで報告すること。
 - ア メディアに対するPR活動履歴
 - イ 上記アの内容（メディアの反応、意見、結果等）
 - ウ その他活動内容が分かる資料

(5) PR資料の作成

- メディアへのコンタクト活動を通じて整理される、東京圏に刺さる日光MaaSの強み（PRポイント等）を順次整理し、次年度を含む取材誘致活動に活用できるよう作成する。

(6) ニュースリリースの配信

- 甲や日光MaaSのサービスを展開する民間事業者が作成するリリース資料等を東京圏メディア向けに再構成し、発信すること。
- 発信するテーマ及び発信先については、甲と協議の上決定する。

(7) 記事掲載等にかかる経費の支払い

(8) その他、業務の実施に伴い必要となる業務

4 成果指標

(1) 記事掲載件数

- 主にパブリシティの手法により、日光MaaSを、影響力が大きい有力メディアにおいてP

Rすることとし、雑誌・新聞・テレビ・オンラインメディア等への露出を計30件以上行うこと。

※海外メディアを活用したPRを含めることを妨げるものではない。

※露出時期については、事前に甲と協議した上で、決定する。

(2) 必須項目

○ (1)のうち、少なくとも5件については次のア～エのいずれかを満たすこととする。

ア 雑誌・新聞等

日光MaaSをクローズアップした特集記事（雑誌の場合は1/3P以上関連の紹介）

イ テレビ・ラジオ

旅情報やビジネス情報を扱う番組などに日光MaaSのコンテンツ（2分以上）を紹介

ウ オンラインメディア

日光MaaSを1,000文字以上で紹介

エ オンライン動画配信サービス

日光MaaSを2分以上の動画で紹介

(3) 特集記事の掲載

○ 日光MaaSに関する特集記事を雑誌等に掲載する。なお、媒体の選定にあたっては以下に留意すること。

ア 媒体の選定にあたっては、媒体の持つ影響力や読者層、発行部数、過去の掲載実績等を勘案した上で、女性ライフスタイル誌を少なくとも1誌含み、流行に敏感で情報感度が高いオピニオンリーダーが読者層のビジネス誌を優先すること

(4) 効果の測定

○ (1)から(3)の他、成果について、広告換算額の算出・その他の方法による効果測定を行うこと。

5 業務実施体制

(1) 本業務委託を統括する業務実施責任者を配置すること。

(2) 業務担当者を3名以上配置すること。

(3) 乙は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を甲に報告すること。

6 業務の柔軟な対応

乙は、業務の実施状況や効果等を踏まえて、コンタクトの方法を変更するなど、柔軟に対応すること。

7 業務完了後の提出書類

乙は、本業務完了後、速やかに委託業務完了届を提出するとともに、令和4（2022）年3月25日（金）までに、以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

- 業務の実施期間及び内容
- PR活動を行ったメディアの活動相手先リスト
- PR活動の内容及び実績が分かる資料（内容・相手方の反応・結果等）
- メディア掲載の実績
- PR活動業務を通じた費用対効果（メディア露出による効果測結果等）
- 取材誘致にかかる実績
- 作成したPR資料（データ）

8 納品場所

栃木県環境森林部環境森林政策課 環境立県戦略室

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁 11 階

TEL：028-623-3185 FAX：028-623-3259

E-mail：nishidak01@pref.tochigi.lg.jp

9 その他

- (1) 業務履行に際して必要な取材費、記事掲載費、旅費、食費、宿泊費、施設入場料等は全て契約金額に含むものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては甲と調整の上で実施すること。
- (3) 資料等作成に際して著作物の許諾及びポジフィルム等の借用等が必要な場合は、乙がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、契約金額に含むものとする。
- (4) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、乙の責任とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

乙は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

乙は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、甲と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

乙が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「栃木県個人情報保護条例」(平成13年栃木県条例第3号)など個人情報保護に係る関係法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

乙は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて乙の責任とする。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

甲と乙の契約期間中において、乙による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取り消しができる。この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを延滞なく提供することとする。

13 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出し、甲の承認を得ること。